

大和市寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、寄附の用途についての透明性を高めるとともに、寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開を図ることで、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティに関する事業
- (2) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年大和市条例第20号）に基づく市民活動の推進に関する事業
- (3) 学校教育の充実に関する事業
- (4) 奨学金給付に関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業
- (7) 農業振興に関する事業
- (8) 保健福祉の充実に関する事業
- (9) 国際化推進に関する事業
- (10) 生涯学習の振興に関する事業
- (11) 図書資料の整備に関する事業
- (12) スポーツ振興に関する事業
- (13) 文化会館の建設に関する事業
- (14) 芸術及び文化活動の振興に関する事業
- (15) 循環型社会の形成に関する事業
- (16) 自然環境の保全、緑化の推進に関する事業
- (17) 景観形成の推進に関する事業
- (18) その他目的達成のために市長が必要と認める事業

(寄附金の管理運用)

第3条 次の各号に掲げる事業に充てるために寄附者から収受した寄附金は、それぞれ当該各号に定める基金により管理運用する。

- (1) 前条第1号、第3号、第6号、第11号、第12号、第15号、第17号及び第18号の事業 新規施策推進基金
- (2) 前条第2号の事業 新しい公共を創造する市民活動推進基金
- (3) 前条第4号の事業 奨学基金
- (4) 前条第5号の事業 青少年健全育成基金
- (5) 前条第7号の事業 農業振興基金
- (6) 前条第8号の事業 保健福祉基金
- (7) 前条第9号の事業 国際化基金
- (8) 前条第10号の事業 生涯学習振興基金
- (9) 前条第13号の事業 文化会館建設基金

(10) 前条第14号の事業 文化振興基金

(11) 前条第16号の事業 みどり基金

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、收受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年大和市条例第11号）第1条に規定する特別会計の歳出並びに大和市病院事業会計及び大和市下水道事業会計の支出に充てることができる。

（寄附金以外の寄附の運用）

第4条 寄附金以外の寄附は、第2条各号の事業のために運用する。

（寄附を運用する事業の指定等）

第5条 寄附者は、その寄附金等の寄附を運用する事業を、あらかじめ第2条各号の事業から指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄附金等の寄附のうち、前項に規定する事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

（寄附の受入れ）

第6条 寄附金等の寄附の受入れについては、随時行うものとする。

（適用除外）

第7条 開発事業に起因する寄附等、規則で定める寄附については、この条例を適用しないものとする。

（運用状況の公表）

第8条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日大和市条例第17号）

この条例は、令和6年10月1日から施行する。